



謹んで新春のお慶びを申し上げます

会員の皆様には ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます

昨年は本会の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます
一昨年から続くコロナ禍は 社会経済の状況を一変させ 皆様の事業にも大きな影響を及ぼしております

今年こそはこの試練を乗り越え 皆様の事業が一層繁栄しますよう 皆様とともに歩む商工会として より一層努めてまいりますので 引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます

令和4年元旦

高山南商工会 会長 山岩 豪
役員一同



速報

事業復活支援金

国 令和3年度
補正予算事業

※ 2022年3月までの見通しが立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者には、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額が一括給付されます。

- ◎ 対象者：新型コロナの影響で、**2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者**
(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)

◎ 申請方法：受付開始時期を含め、現時点で公表されていません

◎ 給付額： $(\text{基準期間} \times 1 \text{の売上高}) - (\text{対象月} \times 2 \text{の売上高} \times 5)$

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

◎ 上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

10月分以降の月次支援金・ 岐阜県売上減少事業者支援金の申請

10月以降は高山市を対象区域とする緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」等の要請は出されていませんが、引き続き、県から要請のあった地域にある事業者等と取引があるなど、**休業や時短営業、不要不急の外出自粛により、売上に影響があった事業者は申請することができる場合があります**。詳しくは月次支援金事務局又は岐阜県のホームページをご覧ください。

【10月分の申請締切】

月次支援金：令和4年1月7日(金)

県売上減少事業者支援金：令和4年1月31日(月)

2021カウントダウン大感謝祭 商品券の使用期限・換金期限

感謝祭の期間中に配付していただいたポイントシールを5枚貼った台紙を500円の商品券として使用できる期間は**令和4年1月31日(月)**までです。
また、換金の請求は2月4日(金)までをお願いします。

商工会員のための全国商工会福祉共済

1口2,000円から。けがの保証のほか、熱中症や同居家族の個人賠償責任(1事故2億円限度)にも対応。新型コロナウイルス感染症と診断された場合に対応するプランもあります。
まだ加入されていない方、ぜひご検討ください。

確定申告の準備はお早めに!!

申告
期限

所得税 令和4年3月15日(火)

消費税 令和4年3月31日(木)

- ▶ 商工会をご利用いただき申告される場合は、**令和4年2月1日(火)まで**に申告に必要な諸帳簿等を提出していただきますようお願いいたします。
- ▶ 今年度から手数料を改定しています。一定期間以上遅延した場合は割り増しになりますのでご注意ください。

商工会では、皆様の税務支援を行っています。お気軽にご利用ください!!

個人事業者の皆様にとっては令和3年分の決算、確定申告に向けた事務処理の季節となりました。商工会では年末調整、決算処理、所得税・消費税確定申告などの支援を行っています。

- ◆ パソコンによる会計処理の入力業務支援
- ◆ 月々の会計処理の代行支援
- ◆ 記帳や申告に関する各種相談 など

税理士による個別相談日

会場	所得税	消費税
虹流館くぐの	2月28日(月) 9:00~12:00 3月7日(月) 9:00~12:00	3月23日(水) 9:00~12:00
商工会朝日支所	2月25日(金) 9:00~17:00 3月8日(火) 9:00~17:00	3月8日(火) 9:00~17:00
高山市高根支所	3月10日(木) 13:00~17:00	

※新型コロナウイルス感染症対策のため、**完全事前予約制**です。お早めにお申し込みください。
※高山市高根支所で相談を希望される方は、高山南商工会本所へお申し込みください。
※お問い合わせは、随時お受けいたしますので、お気軽にご連絡ください。



申告に関する豆情報

青色申告特別控除について

令和2年分の申告から青色申告特別控除が65万円から55万円に変更になっています。しかし、電子申告(e-Tax)をした場合は引き続き65万円控除が受けられますので、これまで紙ベースで提出している事業者の方は電子申告をすることをお勧めします。

医療費控除について

年間の医療費が10万円以上ないと控除が受けられないと思っている方が多いと思いますが、所得によって10万円以下でも控除を受けられますので、病院等の領収書、介護サービスの医療分、ドラッグストアで購入した医薬品等のレシートを保管し申告時に提出してください。

所得税と住民税では基礎控除が違います

所得税の基礎控除は48万円ですが、住民税の基礎控除は43万円です。このため、所得税は賦課されなくても住民税の所得割は賦課される場合があります。住民税の確定申告を行うことにより、所得割が非課税となる場合がありますので、ご相談ください。なお、住民税の均等割は賦課される場合があります。

障害者控除について

障害者手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の要介護認定者で一定の要件に該当する方は、障害者控除の対象になります。高山市各支所の窓口に、「障害者控除対象者認定書」という用紙がありますので申請してください。



高山南商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>

本所 ☎52-3460

e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎55-3529

過疎地域における固定資産税免除制度

【制度の概要】

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に伴い、該当地域内の事業者が**設備投資した場合**に、その該当する設備に課税される**固定資産税が3年度分にわたって免除**される制度です。

【対象地域】

高山市の場合、**久々野・朝日・高根・清見・荘川・上宝**が該当します。

【減免の対象】

設備投資に伴い取得した「土地・建物・償却資産」に課税される固定資産税（取得の翌年から3年度分）

※土地の場合は所得から1年以内に家屋建設の着手があったもののみ

【減免の要件(次の2つの要件をいずれも満たす)】

◇業種(次の4業種に限る。)

製造業・旅館業(下宿を除く)・農林水産物等販売業・情報サービス業

※農林水産物等販売業とは、地域内で生産された農林水産物を原料もしくは材料として製造・加工もしくは調理したものを店舗において、主に他地域の方に販売する事業

◇設備投資額(取得する生産設備の金額)

◎製造業・旅館業

個人または資本金5千万円以下の法人 500万円以上

資本金5千万円超・1億円以下の法人 1000万円以上

資本金1億円超の法人 2000万円以上

◎農林水産物等販売業・情報サービス業

個人または法人(資本金に関わらず) 500万円以上

- ◆ 資本金が5千万円超の事業者は、新設もしくは増設に限る
- ◆ 圧縮記帳後の投資額で判断(土地の取得費用は投資額に含まない)
- ◆ 個人・法人に限らず、青色申告事業者のみ該当

【申請方法】

所定の様式で、**取得年の翌年1月31日までに申請**

【お問合せ・申請書提出先】

高山市財務部税務課資産税係 ☎0577-35-3627

岐阜県サプライチェーン対策生産設備導入事業費補助金【第2次募集】

国際的なサプライチェーンのリスクを回避するために生産設備を導入する企業を支援する「岐阜県サプライチェーン対策生産設備導入事業費補助金」の第2次募集が始まりましたのでお知らせします。

◇補助対象事業

国際的なサプライチェーンのリスクを回避するために、新たな生産設備の導入を行う事業

Aタイプ：海外の自社工場で生産していた部品を、県内の自社工場での生産に切替え

Bタイプ：海外の取引先から輸入していた部品を、県内の自社工場での生産に切替え

Cタイプ：海外からの部品調達を国内に切替える企業からの依頼により新たに県内工場で生産

新 Dタイプ：生産拠点の海外集中度が国内全体で50%以上ある部品を新たに県内工場で生産

◇補助対象者 岐阜県内に事業所を有する企業(製造業)※大企業(みなし大企業含む)を除く

◇投資額要件 補助対象経費が1,000万円以上

◇補助対象期間 交付決定日から令和4年10月31日(月)

※交付決定日より前に発注した設備は対象外。ただし、事前着手届の提出がある場合は対象。

◇補助率 3分の2以内

◇補助限度額 5,000万円

◇応募受付期間 **令和4年1月31日(月)17時まで【必着】**

◇応募方法 岐阜県のホームページから申請用紙をダウンロードし、郵送(配達記録が確認できる方法)または、持参にて提出

◇提出先

岐阜県商工労働部企業誘致課土地支援係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1

詳しくは



岐阜県サプライ 2次

検索

インボイス制度(適格請求書等保存方式)の概要 (その2)

適格請求書発行事業者に登録するには

- 適格請求書発行事業者の登録申請は、**e-Tax**又は**郵送**で行うことができます。
- e-Taxの利用には、電子証明書(マイナンバーカードなど)が必要です。
- 郵送の場合は、次の宛先に送付してください。
〒461-0001 名古屋市東区泉1丁目17番8号 名古屋国税局インボイス登録センター
- e-Taxで申請する際に、「登録通知書の電子通知」に同意することで、登録通知をデータで受け取ることができます。(データで受け取るメリット)
 1. 登録通知が書面通り早く届く(郵送によるタイムラグがない)
 2. 登録通知の紛失リスクがない
 3. 取引先への連絡が便利(メールに登録通知のデータを添付して、メールでの送信が可能)

登録申請のスケジュール

登録の申請受付はすでに始まっています。適格請求書等保存方式が開始する令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」として登録を受けるためには、原則として**令和5年3月31日までに申請**する必要があります。

免税事業者が適格請求書発行事業者に登録するには

- 令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、**登録を受けた日から課税事業者**となることができます。(「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要はありません。)
- 上記以外の課税期間について登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる**課税期間の初日の前日から起算して1月前の日**までに登録申請手続きを行う必要があります。
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

適格請求書発行事業者になると

- 基準期間の売上が1000万円以下となっても、**登録の効力が失われない限り申告が必要**です。
- 適格請求書の記載事項には、登録番号が含まれますので、現在使用している請求書等の様式の改定や取引先への登録番号の通知など、実態に応じて準備を行う必要があります。
- 登録事項に変更が生じた場合や登録を失効させるような場合には手続きが必要です。

適格請求書発行事業者の義務

- 適格請求書の交付
取引の相手方の求めに応じて適格請求書を交付する
- 適格返還請求書の交付
返品や値引きなど売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書の交付する
- 修正した適格請求書の交付
交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する
- 写しの保存
上記の適格請求書・適格返還請求書の写しを保存する

簡易課税制度を選択する場合は

- 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が5000万円以下であり、**原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」**を提出している場合に適用されます。(簡易課税の選択は任意です。)
- ただし、免税事業者が**令和5年10月1日の属する課税期間**に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した**届出書**をその課税期間内に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

インボイス制度に関するお問合せ先